

日本年金機構からのお知らせ

添付書類及び署名・押印等の取扱いが変更となりました

事業主の事務負担の軽減を図る目的から、添付書類及び署名・押印等の取扱いが変更となりました。

○添付書類の廃止

下表の1～3の届書を提出する際、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた賃金台帳の写し及び出勤簿の写し(被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等)について、届出時の添付が不要となりました。なお、届出の事実関係の確認は、今後の事業所調査実施時において行わせていただくこととしております。

項番	届書名称	添付を求めていたケース
1	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
2	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
3	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	改定年月の初日(1日)が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合 改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

○署名・押印等の省略

被保険者本人の署名(または押印)が必要となる以下の届書について、事業主が被保険者の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、紙媒体による申請の場合の本人署名(または押印)、電子申請及び電子媒体による申請の場合の委任状添付を省略することが可能となりました。

- ① 健康保険被扶養者(異動)届 国民年金第3号被保険者関係届
- ② 年金手帳再交付申請書
- ③ 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届

8月、9月の随時改定予定者にかかる算定基礎届の提出について

8月または9月に随時改定が予定されている被保険者にかかる算定基礎届について、事業主から申出をいただいた場合は、7月提出時において、算定基礎届の提出を省略することができます。届出省略の申出は、次により行ってください。

【紙媒体による届出の場合】

報酬月額欄は記入せず、「⑩備考」欄の「3. 月額変更予定」に○を付してご提出ください。

【電子媒体及び電子申請による届出の場合】

8月または9月の随時改定予定者を除いて算定基礎届を作成の上、ご提出ください(提出がないことをもって、事業主からの申出があったものとみなします)。

8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は月額変更届をご提出ください。また、随時改定に該当しない場合は、その時点で算定基礎届をご提出ください。

※取扱いの詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 算定基礎届について

7月1日現在の被保険者・70歳以上被用者全てについて、その年の4月、5月、6月に支給した報酬を「算定基礎届」により提出する必要があります。

この届出は、毎年1回、その年の9月から翌年の8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決めるためのものです。これを、標準報酬月額の「定時決定」といいます。

- 【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届
- 【添付書類】 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- 【その他】 届書については、全被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などをプリントしたものを事前に事業所へ送付しますので、これに記入して提出していただくか、日本年金機構のホームページにある「届書作成プログラム」のソフトをパソコンにダウンロードして必要事項を入力することで届出することができます。

【留意点】

- ・毎年7月1日現在、在籍する被保険者全てが届出の対象となりますが、6月1日以降に新たに被保険者になった人、または7月に標準報酬の随時改定が行われる人等は届出の対象から除かれます。
- ・支払基礎日数が17日以上の月が対象となります。なお、パートタイマー等の短時間就労者の取扱いについては、17日以上の月がある場合には17日以上ある月が対象となり、支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上の月がある場合は15日以上の月が対象となります。（※短時間労働者の場合は、支払基礎日数が11日以上の月が対象となります。）
- ・70歳を超えて勤務される方についても届出が必要となります。

◆ 電子申請・電子媒体による届出が可能です

- ・電子申請では、時間にとらわれず、24時間いつでも届出することが可能です。
 - ・電子媒体による届出では大量の届書の作成を容易に行うことができるため、「従業員が多く、紙で届書を提出するのは大変」とお考えの事業所にとっては、とても便利な方法となります。
- 電子申請・電子媒体についてのお問合せは、「日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口」をお願いします。

電話番号 **0570-007-123**（ナビダイヤル）

（050で始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6837-2913）

<受付時間>

月～金曜日：午前8：30～午後7：00

第2土曜日：午前9：00～午後5：00

※土日祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。